

改正

平成27年2月26日条例第9号

平成29年2月27日条例第6号

平成30年12月21日条例第32号

名寄市ふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、名寄市を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の名寄市に対する思いを具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、教育、経済、福祉及び医療並びに利雪親雪等に関するものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学に関する事業
- (2) 天文台に関する事業
- (3) 冬季スポーツの拠点化に関する事業
- (4) 農業に関する事業
- (5) 子育てに関する事業
- (6) 医療と福祉に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業

(寄附金の使途指定)

第3条 寄附者は、寄附金の使途を前条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指定がない寄附金については、前条各号に掲げる事業のうちから使途を指定することができる。

(寄附金の管理運用)

第4条 寄附金は、名寄市基金条例（平成18年名寄市条例第63号）第2条第4号の地域振興基金及び同条第14号の名寄市立大学奨学金基金により管理し、運用するものとする。

る。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、寄附金を基金に積み立てることなく、第2条各号に掲げる事業に充てることができる。

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年この条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月27日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。